

(写)

6 茅環政第 6 号
令和 6 年 8 月 2 3 日

茅ヶ崎市環境審議会
会長 安齋 寛 様

茅ヶ崎市長 佐 藤 光



茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和 6 年度版）について（諮問）

このことについて、茅ヶ崎市環境基本条例（平成 8 年茅ヶ崎市条例第 2 5 号）第 2 1 条の規定により、貴審議会の意見をいただきたく、市民意見を付し、次のとおり諮問します。

1 諮問する事項

茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和 6 年度版）について

2 添付書類

- ・茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和 6 年度版）
- ・茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和 6 年度版）に対する市民意見

なお、答申は令和 6 年 1 2 月 2 7 日（金）までに御提出くださるようお願いいたします。

（事務担当 環境部 環境政策課 環境政策担当）

「茅ヶ崎市環境基本計画年次報告書（令和6年度版）」に対する市民意見

- 1 募集期間 令和6年7月9日（火）～ 7月31日（水）
- 2 意見の件数 26件
- 3 意見提出者数 4人
- 4 内容別の意見件数

項 目	件 数
全般	4件
はじめに	1件
政策目標1 自然と人が共生するまち	15件
政策目標2 良好な生活環境が保全されているまち	0件
政策目標3 資源を大切に作る循環型のまち	1件
政策目標4 気候変動に対応できるまち	0件
政策目標5 環境に配慮した行動を実践するまち	1件
資料編	4件
合計	26件

5 意見の内容

全般について

No.	ページ	意見の内容
1	全般	計画と結果、市民の参加の様子がわかる詳細報告となっており、とても読みやすい報告書でした。一方で、環境保全は相互にからみあうことが多い（報告の中にもあるように気候変動と生物多様性の両方にメリットがある取り組みも多い）ものの、報告書では多くが数値の再掲にとどまっている点が気になりました。PDCAにおけるPは絶対的なものではなく、また時代とともに変化する環境問題ですので、既存の取り組みから施策のつながりを見出して報告されると、取り組みの意味が増すと思います。
2	全般	市民が読むと、主な取り組み状況として記載があるのは、行政側である担当課が、実際に自分たちがやったことを羅列しているだけで、「～しました」との記載だけである。この施策を実施し、推進するために必要なことをしていなくてもわからないのが現状である。これで、審議会が評価をするのかと思うと、無理があると思う。
3	全般	最後に「主な取り組み」として、本文中に詳しく記載があるものをもう一度まとめて記載があるが、これは必要なのか。疑問である。

No.	ページ	意見の内容
4	全般	ここには、環境で重要な課題等があった場合に開催されるはずの庁内の会議内容がどうだったのか記載がない。「環境調整会議」は以前から開催されなかったのか、わからないが、今回環境基本条例を改正し、この計画にある環境調整会議をなくしたことは、環境への意識が低いと言わざるを得ない。 環境審議会にはかけられず、後日報告があっただけで良しとされたのは、納得がいかない。環境審議会としては、新しい環境調整会議がどのように運営されて、どのような課題が話し合われているのか、しっかり調査してほしい。

はじめに について

No.	ページ	意見の内容
5	3	市環境基本計画の『位置づけ』についての詳細な解説について 市環境基本計画の位置づけを文章で説明しているが、各種法律、上位計画に当たる国、県、市の個別法令との関連性を見やすいフローチャートで明示する必要がある。現行の市環境基本計画に至った経緯や改訂、改定の必要性、世界情勢・動向との分かりやすい係りを説明して欲しい。(茅ヶ崎市の各種基本計画、等における『位置づけ』部分と同様に) 特に、生物多様性に関する法令や上位計画との関連がボヤけている。それは当初の環境基本計画には記載されていた『生物多様性』が、『茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略 平成 31(2019)年 3 月』の p2 に記載されているように、「<u>みどりの基本計画と生物多様性戦略を統合しました。</u>」に大きく起因している。<u>統合したのであれば</u>、「みどりの基本計画の生物多様性の項目」は、環境基本計画の一部であることと見なされることから、みどりの基本計画についてもココで言及する必要があり、位置付けのフローチャートにも併記する必要がある。《例文：なお、環境基本計画の生物多様性法(生物多様性国家戦略)に係る計画については「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略 2019.3」を参照してください。》

政策目標 1 自然と人が共生するまち について

No.	ページ	意見の内容
6	全般	以前より守られ大切にされている自然も多いので、環境省の自然共生サイトへの登録を検討するなど、自然の価値を共有化するような取り組みの後押しもできるのではないかと思います。
7	4 9 資-52	「生きもの(植物、動物)」についての、「生育」、「生息」等の用語の使い分けが不統一である 「生きものは、生育・生息」に、「植物は、生育」に、「動物は、生息」に統一の必要がある。一般常識だと思いますが？

No.	ページ	意見の内容
8	10	p 10 に記載がある参考データの①緑の保全地区の面積については、緑の基本計画の中でこれが増えれば自然環境が保全されると言われ、記載がされたものだが、今では茅ヶ崎市はこの制度を利用できるような土地はないと考える。ただ、並べて記載していれば大丈夫のような既存の施策やシステムではなく、独自の施策やシステムを採用しないと自然環境は保全できないし、生物多様性はもっと大変である。
9	11	自然環境評価調査において特に重要度の高い自然環境とされた地域における保全管理の推進 赤羽根十三図周辺特別緑地保全地区は谷戸底だけではないですよ。市道の土手や、市で買収した南側の畑地、樹林地も特緑になっているはず。買収し放置された畑地は外来種のオオブタクサが林のようにになっています。昨年の景観みどり課は「外来種から在来種へ遷移していく」と言われていました、外来種を駆除しないと在来種へ変更は難しいと思います。今年も昨年と同じように外来種だらけです。 ゴルフ場の中を通る市道の指標種も前回の調査からは激減してますね。アレチウリも繁茂しています。 この市道についてはゴルフ場に任せていると聞いていますが、それは見直すべきだと思います。
10	11	「自然環境評価調査において特に重要度の高い自然環境とされた地域における保全管理の推進」でも、やったことが書かれているだけです。現地を知らない方々は、十分な管理がされていると思ってしまう。 赤羽根十三図は、全く保全管理作業は足りていない。また、行谷は県の遊水地事業の工事が進んでおり、自然環境は破壊されてしまったことは、茅ヶ崎市が遊水地の上部利用を断ったためとの認識が乏しく、県に湿地環境を保全してくれるようお願いしているだけである。今までの豊かな自然環境を破壊した責任を自覚してほしい。 この重要な自然環境を保全するということは、行政の職員だけで保全できるものではないことは明確なのに、きちんとした保全のシステムを作らないで今まで来ている。自然環境を保全するために何が必要なのか、その具体的なシステムの構築をもういい加減に考えても良いのではないかと。それがないと、どんなにモニタリングの調査をしても重要な自然環境は破壊されていくのみである。
11	12	「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の活用で、2021 年 1 月より新規の指定を停止している旨の記載がありますが、これは何のためですか。 多分最初はコロナのためだったと思いますが、その後は保存樹林だった場所も開発され、その他の小さな場所も開発が進み、保存樹林を指定できる場所は無くなったためではないですか。南側には全く樹林がなくなってしまうのではないかと危惧します。 同じく、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金は改正され、街中のみどりの伐採を少しでも止めるために使ってほしいと思っていましたが、無駄なようで、一般予算で出すべき自然環境評価調査事業にも使われることになりました。担当課が何を基準にしているのか、ほんとうに自然環境を保全したいのか、疑います。

No.	ページ	意見の内容
12	14	p14 には成果として、「～に向けた取り組みを実施することができました」とありますが、生物多様性ガイドラインを作成しなくなり、緑化のガイドラインさえ、作成されない。外来種の除去は、市の職員ができることではないので、多くの市民の協力を求めることが必要である。茅ヶ崎市の除去したい外来種を大々的に記載し、見たら連絡をしてもらい、市民が除去できるかどうかの確認などをして、それができないならば、外来種駆除隊のようなボランティアを設置し、除去していかないと、どんどん増えることになる。 小出川のナガエツルノゲイトウは、悲惨な状況で川面が覆われてしまうような状況になっている。今年、県が予算をつけてということだが、あんなになってしまったら駆除するのは至難の業である。行政としては、もっと関心を持つべきではなかったのか、生物多様性は何のためにあるのか。
13	14 15 資-42	緑化ガイドラインについて 具体内容が不明。新型コロナによる休止？？ 他の業務の進捗状況に鑑み調整？ とは意味不明。
14	15	現在自然環境評価調査を実施しているが、これは単なるモニタリングであり、保全を前提としたものではないと担当課が言い切っている。はっきりと保全すべき場所とわかっていても何の手立ても打たないので、調査にも参加する意味がないのが現状である。調査のあり方やその後の保全に関するあり方などを市民とともに考え、実現していかなければ、意味がない。今は、調査をする人として市民が利用されているだけで、自然環境の保全を一緒に考え、協力していく市民を育てると言う観点が抜けている。
15	15	自然環境評価調査の実施と調査員の育成 自然環境評価調査が始まりました。 柳谷や清水谷で活動している各々の市民が市民調査員に応募しましたが、柳谷と清水谷の調査員に選ばれていません。日々活動している市民を外すのは得策と思えません。選考の基準は何でしょうか？
16	15	外来種に関する情報発信や拡散防止の推進 相模川河川敷の市占用地区内でアレチウリを駆除したとありますが、写真は占用地区ではないと思います。アレチウリの果実ができてからの駆除は意味がありません。 カヤネズミの巣を昨年8月に確認しましたが、草刈り業者への連絡不十分で、営巣場所の草が刈られました。それが抜けています。 駒寄川でのナガエツルノゲイトウの駆除ですが、今後の予定を教えてください。1回の駆除でなくなるはずがありません。 市民からの情報を集める工夫をしたらどうか、というみどり審議会委員さんからの提案がありました。あれから半年がたちますが、なにか考えられましたか。 市民に広く情報提供をすることで、まず拡散防止につなげてほしいものです。

No.	ページ	意見の内容
17	15	開発行為に伴う指標種等への対応 以前からお願いしていますが、過去に移植した植物のモニタリング調査の結果を教えてください。 大洞谷、杉山原の公共事業による指標種の消滅について明記する必要があると思います。行政の都合の良い報告だけ書かれて、良い評価を得ても意味がありません。開発行為が行われる場所を事前に調査し、ワレモコウなどの移植を行いました、とありますが、実際には 初冬に1回だけ調査しただけですね、指標種が見つかるはずがありません。現状を知らない人はミチゲーションで指標種が守られているとしか思わないでしょう。現実を書き、課題を整理して、対処していかないと、いつまでたっても同じことの繰り返しです。 またせっかく移植しても放置しているところも見られます。移植の意味がない。現状を把握して、市民に公表し、今後のミチゲーションのやり方について見直してほしいと思います。とにかくどうなっているのか市民への公表をお願いします。 移植した指標種などの植物は自然環境評価調査ではどのような位置づけになるのでしょうか？
18	15	「ミティゲーション」の用語集への追加 用語集に追加すべき。ただし、「回避作業」となっているが、広義的には「環境影響緩和措置」と習ったが？
19	17	みどりに関する講座や観察会の実施 里山はっけん隊は「柳谷の自然に学ぶ会」と里山公園の協力がなければならない事業ですね？この書き方はいかがなものかと思います。 柳谷の自然に学ぶ会の会員は 里山はっけん隊の事業の内容、方法など最初の段階から協力をしています。市民団体をないがしろにしているからこのような表現になるのでしょうか。行政に協力したいと思う市民をこれ以上減らさないようにしたほうがいい。
20	23	千の川・駒寄川の除草などの維持管理 浚渫時にナガエツルノゲイトウの除去をしたような表現です。中州にナガエツルノゲイトウが残っていて、依頼はされていませんが、5月に駒寄川水と緑と風の会で除去しました。また8月に会で除去を行う予定ですが、行政としてはどう駆除していくのか、今後の計画を教えてください。

政策目標 3 資源を大切に作る循環型のまち について

No.	ページ	意見の内容
21	5 資-54	3 Rと4 R についての解説・説明が適切、明確でない いきなり「4R」が飛び出てきたり、巻末の用語集を参照させたりするのはおかしい。初出の箇所解説を完結させる事が重要。 3 Rや4 R は「循環型社会の構築キーワード」であるが、世間一般では、『3 R はリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）』であり、茅ヶ崎市ではこれらに、リフューズ（買わない）を追加している事理解が不足。（また、このリフューズはリデュース（発生抑制）に含まれると解釈されることから、十分な解説を当初で行う必要がある。） 用語集では、3 Rと4 R をまとめて解説すべき。 茅ヶ崎市が国や他自治体の「3 R」ではなく、より進展させた「4 R」を採用した独自性は評価するが！？

政策目標 5 環境に配慮した行動を実践するまち について

No.	ページ	意見の内容
22	全般	部分的に既存の活動の積み重ねにとどまっており目標からのバックキャストになっていない箇所が散見されました。特に住民が増えている茅ヶ崎では新住民に対して市民が参加して環境保全に取り組んでいることを普段の生活から感じていただくことも必要です。たとえば駅周辺では緑化が「心地よさ」を実感できるようになされているわけではない（例えば夏に木陰を提供するような植栽があるわけではない）という点も改善できるポイントだと思います。駅周辺に住まう子育て世代も多く、勤務先で過ごす時間が多い人ほど、通勤経路が市との接点になります。その範囲でどういうメッセージが伝えられるかという視点で取り組みを評価してみると広報媒体以外でも市の取り組みが伝わるのではないのでしょうか。 市民による環境活動の情報発信数が減っているという点が、市民の環境活動の減少によるものであれば、市民の行動を後押しするような行政らしい施策の検討に報告という業務をつなげられると良いと思います。

資料編 について

No.	ページ	意見の内容
23	資-38	市民活動団体から見た自然環境の状況《要望》 各市民活動団体からの「切実な自然環境の現状と課題」が述べられており、市の環境行政に対する“厳しい意見”が列挙されている。 これらの貴重な御意見に対する茅ヶ崎市環境行政の考え方を、本年 11 月、市の HP で明確に回答願いたい。

No.	ページ	意見の内容
24	資-50	用語集には、環境基本計画はあるが、環境基本条例に関する記述がない。一番重要なものを落として、何をチョイスしているのか、理解できない。
25	資-53	特定外来生物 用語集には例示されているが、今回初出の特定外来生物の最重要種である「ナガエツルノゲイトウ」が抜けている。
26	資-52	用語集の「適応策」、「緩和策」が説明になっていない。一般用語化している 国語辞典ではない。「地球温暖化の適応策」、「地球温暖化の緩和策」が妥当では？